

各 位

新潟縣信用組合

一般社団法人新潟県中小企業診断士協会との「業務連携・協力に関する覚書」の締結について

新潟縣信用組合と一般社団法人新潟県中小企業診断士協会は、当組合が取引先企業に行う経営相談・支援等に関する連携を円滑にするため、「業務連携・協力に関する覚書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当組合は、平成 16 年に同協会の前身となる中小企業診断協会と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しておりますが、今般の締結によりこれまで以上に連携を深めながら、個々のお客様が抱える経営課題の解決に向けて、経営相談・支援等に積極的に取り組んでまいります。

記

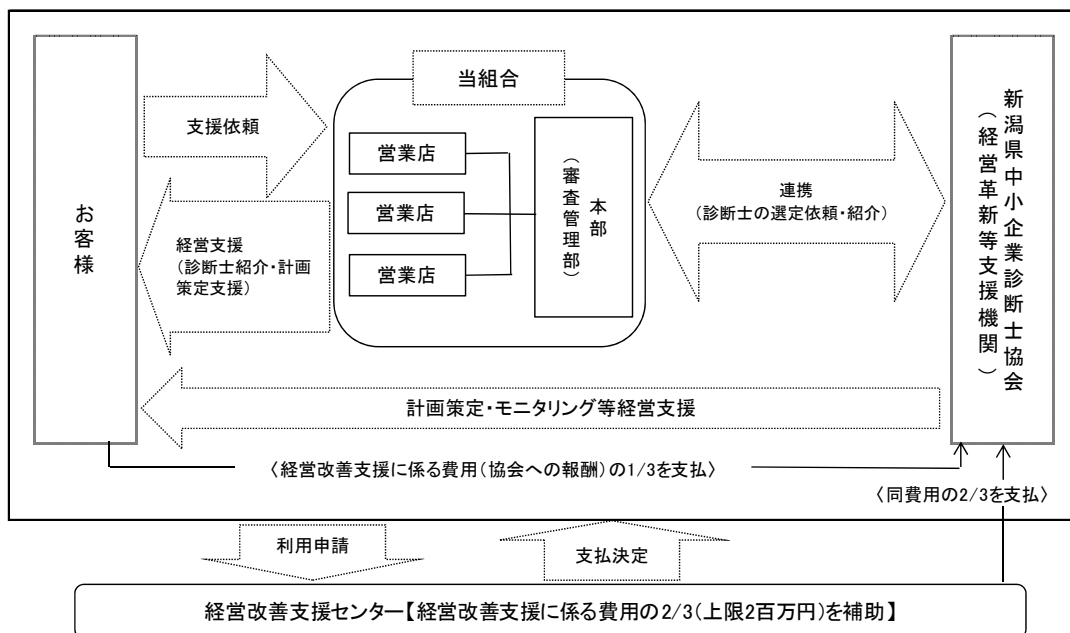
1. 目的

創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生支援等、地域経済の活性化と健全な発展に寄与することを目的として、連携し、相互に協力する。

2. 内容

- (1) 経営支援を希望する取引先企業への中小企業診断士の紹介
- (2) 取引先企業の創業計画、新事業計画、経営改善計画等の作成支援
- (3) 取引先企業を対象とした経営セミナー、研修等の実施
- (4) 職員向け各種研修への講師派遣
- (5) その他上記事項に付帯する必要事項

【活用例】経営改善支援センターを活用したスキーム



〈経営改善支援センターについて〉

- ・全国の中小企業再生支援協議会に設置され、経営改善計画認定支援事業を行っている。
- ・県内では、(公財)にいがた産業創造機構内に設置されている。
- ・中小企業競争力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、計画策定等に要する費用の2/3(上限2百万円)について補助される。
- ・本事業の利用申請受付期限は撤廃され、平成27年度以降も当該事業の利用が可能。

以 上